

つがる西北五広域連合事務局職員服務規程

令和 2 年 3 月 11 日
訓 令 第 1 号

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるものを除くほか、つがる西北五広域連合事務局設置条例（平成11年つがる西北五広域連合条例第3号）第2条により設置する事務局に属する職員（以下「事務局職員」という。）の服務に関し、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔令和7年3号〕

(準用)

第2条 事務局職員の服務については、五所川原市職員服務規程（平成17年五所川原市訓令第14号）の適用を受ける職員の例による。

一部改正〔令和7年3号〕

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和7年訓令第3号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。